

企業結合の会計方針の変更—暖簾の会計処理

— 北欧企業の事例分析と財務指標 —

Changes of Accounting Policy for Business Combination

— Goodwill Accounting —

木村 敏夫*

Toshio Kimura

企業財務報告書に開示される利益情報が企業業績を示すと仮定するならば、経営者は自己の評価にとってより有利な会計方針を採用するはずである。これを暖簾の費用化に見ることができる。暖簾は減損の存在により認識される。減損償却方針は、その判断基準等の恣意性から減損事実を覆い隠し、暖簾減損額の計上を回避し、営業利益の操作可能性を生み出すことになる。

キーワード：パーチェス法、定額償却、減損処理、利益管理

序

北欧5か国は「欧州経済領域」(European Economic Area, EEA) 議定書 (Agreement) に調印している。この調印により EEA 加盟国の証券取引所に上場する企業は、原則 (米国基準に準拠する企業以外)、2005 年「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standards, IFRS) に準拠した財務報告書を作成開示しなければならない。IFRS 準拠のより企業経営指標に大きな効果を及ぼす項目として、年金、金融商品・派生商品、暖簾が各国とも共通している。IFRS 準拠開始年度に対応する株主持分修正項目のうち暖簾処理が最大の効果を示している。無形固定資産項目に計上される暖簾の減損、償却費は期間利益に及ぼす効果が大きい。

「暖簾」処理は、IFRS3「企業結合」(Business Combinations, 2005 年) に準拠して行われる。企業結合等にとまなう「暖簾」償却額が経営指標に大きな効果を生じさせている。暖簾の本質をどのように捉えるかにもとづいて、暖簾の処理、償却、償却方法、償却期間、又は被償却、再評価等の会計処理が決定される。しかし、本稿は暖簾の本質と償却の関係を問題としていない。「暖簾」の会計基準を IFRS にもとづく償却期限の決定、その決定にもとづく定額償却から「減損処理」しなければならない北欧諸国企業に生じる会計事実、会計測定の問題、企業の財務指標への効果、業績指標の操作可能性が存在することを検証することに在る。

本稿の検証企業は北欧諸国の各証券取引所に上場している企業を無作為に選択した 176 社とし

た。資料は、176社の公開「年次報告書」(Annual Report)とし、主に、2001年から2008年に開示された「年次財務報告書」に開示された「企業結合」「暖簾償却・減損」方針を検討することで業績指標としての「利益額」の操作可能性を検証した¹⁾。

暖簾の費用化が有限期限の定額償却から減損処理されることは、償却資産から非償却資産、非費用項目へ性質を変更することを可能とさせる。一例を示すと、SCA年次報告書は各四半期に暖簾償却費を計上している(表1)。したがって、2004年年次報告書の損益計算書は、1,213SEK暖簾償却費が計上されていなければならない。しかし、年次報告書にはその値は存在しない。減損が存在しないとの事由である。この報告書を見る限り事実として利益効果を生み出している。

表1 暖簾償却費

MSEK

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
暖簾償却・減損	286	295	314	318	1,213

出所) SCA, 2004, p. 43.

さらに、企業結合、企業取得等の目的の差異により暖簾の償却期間は、会計法等の無形資産処理に準拠して5年償却を基本と

する。しかし、検証した企業は5年から20年と償却期限に分布がある²⁾。企業規模の拡張戦略として取得した企業の暖簾は戦略的企業結合として処理され最大20年の償却期限と設定している。減損処理前に償却期限の恣意性が存在している。

I 企業結合と暖簾規定

企業買収・合併は、事業部門、事業領域、事業規模拡大等の経営方法として、企業の最大投下資本を要する戦略である³⁾。さらに、企業買収・合併は、グローバルな経営事象として生起している。これにともない企業買収等で生じる「暖簾」は、総資産に占める「暖簾」の額が大きい⁴⁾。この投下資本は、償却性資産として「暖簾」を生じさせ、「暖簾償却」と言う「期間費用」を生むことになる。

暖簾の期間費用は、企業の選択した特定期間に定額計上される。償却期間の選択は企業に委ねられている。しかし、定額償却額の計上である。企業が選択できるのは「償却期間」である。しかし、この会計方法は準拠する会計基準の変更にもなって定額費用化から減損処理へ変更された。

EEA加盟国の証券取引所に上場する企業は、国際会計基準、国際財務報告基準に準拠することが求められる。国際会計基準第22号「企業結合」(International Accounting Standard, Business Combination, IAS22)は、企業取得の場合、持分の結合と判断される場合、企業結合の会計処理方法として、パーチェス法と持分プーリング法が容認されている⁵⁾。しかし、IAS22に改訂したIFRS3準拠にもとづいて「パーチェス法」(purchase method)に限定し(IFRS3, para.14, 2004年)、同時に、正負の「暖簾」が生じる。さらに、暖簾は定額償却することなく、年次又は減損が生じていると

推測するたびに、IAS36「資産の減損」(Impairment of assets,IAS36)に準拠して減損試験を行う(IFRS3,para.55)と会計方法を変更した。但し、2008年、IFRS3は取得法(acquisition method)が適用される(IFRS3,para.4)。本稿は、検証する2008年IFRS3適用する2009年年次報告書が存在しないために、同適用年次前のIFRS3とする。

IFRSに準拠するため、既に暖簾を貸借対照表に計上額している場合(IFRS3,paras.79-81の相違)、a)2004年4月1日、暖簾償却は中止する、b)2004年4月1日、暖簾減少額に対応する累積償却額を除去する、c)2004年4月1日以降、IAS36に準拠して暖簾を減損によって検証する(para.79,2004年改訂)。主体が暖簾を持分から控除項目として認識しているならば、暖簾に関連して事業の全部又は一部を処分する場合、又は暖簾に関連する現金創造単位が減損している場合、損益で認識すべきではない(para.80)。負の暖簾は「2004年3月31日以降の事業年次期首の帳簿残高は、a)契約日が2004年3月31日以前の企業結合で生じた、b)2004年3月31日以前に取得した共同支配主体の持分、又は比例連結が適用されることにより計算される額の何れか、留保利益額の開始残高を調整して、期首に認識を中止する(derecognise)(para.81)」と処理される。

IFRSに準拠して「暖簾」を減損基準にもとづき処理する方法は、減損額を計上、計算の調整可能性が存在するために利益操作、利益調整の温床となる。減損しているとする事実の判断基準、減損の計算方法は不確定要因が存在する。企業結合により生じた「暖簾」の定額、期限限定にもとづく期間費用の計上は、特別の場合を除いて定額償却である。暖簾額、償却期間別に開示されていることから暖簾費用額計算、業績への効果等は予想可能である。情報の透明性が存在している。

会計方針、会計基準の適用変更等により収益項目の計上額、計上時期等の変更は、期間算定される「損益」を変動することが可能である。企業拡大等の経営戦略方法として採用される企業買収・合併は「(正負)暖簾」を生じさせる。暖簾の会計処理は、総資産に占める計上額が比較にならないほど多額に上る。さらに、減損事実の認定、減損額の計算は不確定要因から構成されている。不確定要因は企業の会計方針の恣意性、会計操作の温床となる。

IFRSを企業が採用するには会計基準に優先する会社法、年次財務諸表法等との調整が不可欠である。離脱規定は各国に存在する。IFRS規定が企業の真実な財務状況を示すのであればIFRSが採用されることになる。各国とも、証券取引所に上場する企業については、各国財務報告基準設定団体が規定する会計基準を採用することを規定している。各国会計基準設定団体は、IAS及びIFRSに準拠した会計基準を発表している。本稿で取り上げる会社は、北欧各国証券取引所に上場する会社である。当然、IFRSに準拠した暖簾の会計方針を採用している。

II 暖簾と暖簾償却期限

II-1 正負の暖簾と償却期限

確認した企業の暖簾の償却期間等は、「暖簾」が生じた事由によって償却期間等が相違する。企業が任意に償却期間を選択している事例を検証する。

北欧諸国は企業の財務報告書の作成開示を会計法又は年次財務諸表法等に定めている。さらに、各国会計基準設定団体は法を補完する目的で会計基準を公表している。

表2 暖簾と暖簾の償却期間

SEK 百万

2004年	20年	15年	10年	5年	総額
Skanska Norway	1,299		21		1,320
Skanska CZ(Czech Republic)	308			14	322
Skanska OY(Finland)	69		208	21	298
Skanska UK	1,215		6	30	1,251
Sweden				5	5
USA Building			228		228
USA Civil			100		100
International	30				30
他事業単位				11	11
総額	2,921	0	563	81	3,565

2003年	20年	15年	10年	5年	総額
Skanska Norway	1,368	0	38	4	1,410
Skanska CZ(Czech Republic)	310			13	323
Skanska OY(Finland)	72		254	34	360
Skanska UK	1,327		8	40	1,375
Sweden			1	13	14
USA Building			295		295
USA Civil			139		139
Services			142	5	147
India	102				102
Cementation	48				48
International	31				31
他事業単位				15	15
総額	3,258	0	877	124	4,259

出所) Skanska, 年次報告書(2004年版), 68頁等。

注) 15年を償却期限する暖簾計上は2003年、2004年に示されていない。しかし、2002年年次報告書には、Skanska Norwayに15年償却41計上されていることを考えれば、買収等により暖簾が生じた場合、15年を償却期限とする場合が存在することを示していると予想される。

Indiaの暖簾価額は、売却以前に全額償却した。

2005年IFRS準拠としたSkanskaは、「スウェーデン財務会計基準」(Revdovisningsrådet,RR) 1:00「連結財務諸表」(Koncernredovisning)の規定に準拠して、償却期限とともに「暖簾価額」を注記している(表2)⁶⁾。同社の年次報告書によれば、暖簾償却費は販売費・管理費に計上し、償却期間を状況に応じて5年から20年としている。「状況」に関する詳細な説明は開示されていない。また、2005年IFRS準拠することによって、同表は削除されている。2005年年次報告書の注記項目に減損として、108SEKが計上されている(92頁)。「IFRS準拠前、2004年以前に取得した暖簾に関して、IFRSへ移行する上で、企業集団は、IFRS3を遡及して適用しない」。「暖簾は帳簿価額から減損累計額を控除する。暖簾は、IAS36に準拠して年次減損試験を受ける現金創造単位に配分する」(67頁)⁷⁾。

Ericssonは、暖簾の取得した事情にもとづき研究開発費又は販売費・管理費に、最大20年の償却期間、Electroluxは暖簾償却期間を20年から40年に設定している。しかし、戦略的企業の取得(strategically important acquisition)によって生じた企業の暖簾は40年とした(4社の買収によって生じた暖簾は40年と設定した。欧州、北米、オーストラリアにおけるグローバルの市場シェア、規模の経済、新規参入社の障壁を形成させる。1980年代に買収した企業の暖簾は40年で償却することが国際的な容認された。2001年買収企業の暖簾も40年とした。2002年に買収した企業の暖簾償却は20年としている。2003年、47頁)⁸⁾。Atlasは、10年の償却期間としているが、戦略的企業の取得によって生じた営業権は、20年から40年としている。年次報告書からみる限り、年次財務諸表法(Årsredovisningslag)が求める合理的な理由、いわゆる戦略的取得は、買収が「企業集団に重要な地理及び製品市場を提供する場合」「かなり長期的な無形価値」(Atlas、2004年、52頁)、「既存事業を補完する小規模、強力な市場地位を確立することを目的として大規模な新市場の事業確立」(Scania、2004、54頁)から、企業の現在、未来戦略にもとづいた企業買収等から生じた暖簾に限定されると推測される。

企業買収・合併は企業規模拡大、収益拡大、企業価値拡大の方法である。営利企業である限り、企業の買収・合併戦略は継続的に採用される企業成長戦略である。暖簾は企業が永続的に存在する、また成長する組織である限り今後とも生じる。また増加する可能性が存在する。企業が行う暖簾の減損処理が企業利益に及ぼす効果は継続的に生じ、拡大する可能性を秘めている。戦略的な買収・合併は、年次報告書に明確に開示されていない。経営者報告(又は取締役会報告書)の経営方法に示された「戦略」から判断する。

戦略的に取得した企業から生じる暖簾は、経済的効果が長期化することから、長期的な利益の平準化、利益償却の可能性を示す。現実的に、減損による暖簾の償却は、期間利益を操作させる、操作に利用される、計上利益償却されると推測される。

企業は、暖簾を経済的な効果が及ぶ期間に均等に費用配分する。この方法ならば、毎期待額を計画配分されることから、事由を問わず、均等に収益に負担させる。期間利益への暖簾償却費の

効果は分散しない。利益効果は平準することを前提としている。企業買収等に連関して生じた成果に左右されることはない。

正の暖簾の反面に負の暖簾が存在する。負の暖簾は「取得日の認識可能な負債を示すものではない。将来の期待費用又は損失を示す」(SKF,2004,p.26)。「負の暖簾は貸借対照表の引当金に報告される。負の暖簾は、取得した事業の予想損失に帰属するならば、生じた損失に調和させて損益計算書から控除する。取得した非貨幣性資産の実際価額を超えない負の資産は、残存期間、当該非貨幣性資産の平均耐用年数に損益計算書に報告される」(SCA,2004,p.59)。「2005年準拠するIFRS会計基準では、比較可能な負の暖簾は存在しない。報告価額はIAS/IFRS開始残高で修正され、負の暖簾残高の利益認識は、次年度以降、行われまいであろう」(SCA,2004,p.73.)。負の暖簾を計上しているGambroは、金額の重要性からと推測されるが、独立項目で表示するのではなく、「その他引当金」(Other provision)に含まれている(2004.p.63)。会計方針に「負の暖簾は直接、損益計算書のその他の営業利益として報告する」(2005.p.51)とした。

Outokumpuは負の暖簾(Konsernireservi)を計上した企業取得を示し、有効耐用年数を反映して10年で償却することを示している(2001年,55頁)。負の暖簾は連結貸借対諸表の少数株主持分と負債の間に示している(固定配列法)。連結損益計算書には、正負の差額の償却額を計上している(営業利益の集計計算にプラス値を計上している)。しかし、償却理由等は明記されていない。同社は2004年第3四半期からIFRSに準拠することを表明しているが、「2004年年次報告書」にIFRSへの移行に伴う効果を及ぼす項目として、「正の暖簾と負の暖簾」が在る(65頁)。IFRS3は負の暖簾概念が放棄された。これまで認識していた負の暖簾はIFRS開始貸借対諸表の持分に対応修正して再認識する(69頁)。利益留保(retained earnings)の開始残高を調整するIFRS3(para.81)に準拠して処理されている。

Ⅲ-2 暖簾償却計画、償却期限と利益効果

Skanskaの場合、2004年年次報告書は、5年から20年に償却する暖簾内容を開示している(表

表3 暖簾定額償却推計

SEK 百万

償却年限(A)	償却額(B)	年次暖簾償却 予定推計額(A/B)
20年	2,921	146.05
10年	563	56.30
5年	81	16.20
計	3,565	
年次暖簾償却予定推計額		218.55

2009年3月25日 円換算12.13円

2,651,011,500

2)。しかし、2005年年次報告書には、暖簾は減損処理されることから(償却額405、うち原則額45,p.78)、2004年、年次報告書から推測される暖簾の年次償却額は(単純に、しかも事業等の売却等が存在しない場合)、次年度218.55百万SEK(約26.5億円)と推測される(表3)。償却予定年限と取得暖簾に関する情報は開示されない(2005年~2007年、暖簾残額4,154、4,490、4,584 MSEK、総資産に占める暖簾残額は、約

5.8%、約 6.3%、約 5.8%、企業の買収・合併は継続的に行われている（表 4）。

表 4 暖簾償却の効果予想

SEK 百万

年次	2003	2004	2005	2006	2007
営業利益(A)	4,532	3,085	4,798	4,762	5,406
当期純損益	2,761	2,263	3,703	3,655	4,121
CFO	11,062	5,786	6,707	3,717	9,099
暖簾残額	4,253	3,899	4,154	4,490	4,584
暖簾償却	414				
暖簾減損		169	108		8
暖簾償却推計額(B)		218.55	218.55	218.55	218.55
営業利益効果額(B/(A-B))		7.6%	4.8%	4.8%	4.2%

M&A等、売却事業等に関する暖簾の追加、控除が存在する。
2003年、RRキャッシュフロー計算書等がスウェーデン基準からIFRSに準拠
2005年よりIFRSに準拠。2004年数値は、IFRSに移行した値
出所) Skanska , 各年の年次報告書より作成した。

減損試験の結果、減損事実な存在しない。また、恣意的に減損が存在しないと判断された場合、同額の費用計上は軽減されることになる（Skanska、販売費管理に計上される暖簾減損は、2004年、2005年、2006年、2007年、各169、109、0、8MSEK:表4）。利益平準化、損失の繰延等による損益操作の可能性は否定できない。2004年から2007年の暖簾の減損が事業実体を示していることを証明することはできない。

Electrolux は室内・室外家電製品・その他に3区分、室内家電製品の税引前割引率を9-11%（欧州9%、北米11%、アジア11%）、室外家電製品北米11%、その他製品のラテンアメリカ25%（62頁）と地域別に設定している。「回復額が帳簿価額を超過しているために、現金創造単位の資産回復に基礎を置く主たる仮定を変更する合理的理由は存在しない」（62頁）。2004年、155MSEK暖簾償却額が計上するが、2005年、暖簾の減損は計上していない（2005,61頁）。

企業の財務報告書は投資者等の意思決定の資料となる。しかし、財務報告書の利用者は企業の任意適用された会計処理方法から生み出された財務報告書の値が会計操作されたものかを判断することは不可能である。しかも、暖簾の償却費は、販売費管理費に計上されることから、営業損益に操作の可能性が存在することとなる。Skanska が開示する暖簾と暖簾償却の関連は、企業業績を判断する資料、業績の説明と、M&A等にもなって生じる暖簾額の情報は、経営者報告書、財務諸表注記等で知ることが出来る。しかし、その減損額の具体的な事由を知ることができない。暖簾、その減損に対する情報の非対称性が存在する。重要な会計方針等を開示される情報は、情報の非対称が存在することが示している。しかし、減損の事由を知ることが、何故、減損を行ったのかその情報の開示が行われていることはない。

暖簾の償却期間の設定は企業によって相違する。企業が置かれている環境が相違するとしても暖簾を企業が任意に償却期間を行うこと事態、利益の平準化、利益創造、利益管理の可能性、利益管理の温床が存在している。

Ⅲ-3 業績指標と暖簾、暖簾償却

経営者・取締役報告書は、利子税暖簾償却前営業利益（Operating income before goodwill amortization,EBITA）、投下資本利益率、暖簾償却前一株当たり利益等、暖簾償却額前の経営指標を事業業績指標として示している。暖簾が生じた事由は、経営者・取締役の判断の下で、合併・事業買収等の意思決定が生じている。買収・合併等で生じた事業等からの収益に計上されていることから、暖簾償却前の経営指標は事業活動の正否を示す指標として除外されているのが適正か判断は分かれる。買収・合併等は多額の投資額を企業に負担を強いることから、企業の（将来）事業活動の正否を決定する。このために、買収・合併等は継続的に行われるとは言い難い。時系列に変動する。比較可能性が難しい。

総資産に占める無形資産、さらに無形資産に占める暖簾の価額が大きな場合、一株当たり利益額等⁹⁾は、暖簾を減損処理することにより、大幅な営業損失（暖簾の減損と償却額の合計額が、売上総利益の52%相当, Atras,2003, p.28）¹⁰⁾、財務項目（financial items）控除前利益に大きな負担となっている。

Sapa 取締役報告書は、IFRS 準拠による「売上高、投資キャッシュフローへの効果はない。しかし営業利益、営業利益率、一株当たり利益は暖簾償却が中止されたことにより改善された」（2004,p.24）と表明されている。この表明を受け入れるならば、利益計算の恣意性、費用・損失の恣意的認識が存在することを如実に示すことになる。Alfalaval,Atras,capio 等は営業利益率、投下資本利益率を算定する場合、EBITA を基準として計算（Atras 等、Gunnebo 社等は暖簾償却後投資利益率19%から11.4%）している。

業績指標として「利益」を判断基準とするならば、暖簾の償却、償却方法、さらに、保有資産（投下資本）額に占める資本化しされた「暖簾」は、如何に判断するか決定しなければならない。NCC は、IFRS に準拠して暖簾の減損を再計算した場合、純利益に131MSK（1SK=15 円、約20 億円）の効果を生じると推測している(2004,p.81)。

SCA の営業利益率は暖簾の定額償却額が存在しないにもかかわらず、10 年間の時系列から判断すると、大きな分散が存在しない（表5）。成熟企業の経営指標に大きな分散は存在しない。反面、暖簾の減損、償却による費用化は利益指標を平準化させているのではなにかと推測できる¹¹⁾。暖簾の減損は、2004 年、2005 年、2006 年、2007 年計上していない(2007,p.86)（表5）。

暖簾償却の非費用計上は営業成果を改善していると言えるのか疑義がある。買収等した企業・事業は営業活動、延いては営業利益に貢献することが事業改善、事業拡大である。買収等した企

表5 暖簾、暖簾減損と経営指標

年次	IFRS						SEK百万			
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
暖簾償却	407	602	729	1,010	1,037	1,130	-	-	-	-
企業買収等支出	2,793	10,400	2,349	13,286	6,483	4,808	9,340	428	323	4,545
営業利益率(%)	11	10	16	12	10	9	9	2	8	10
株主資本利益率(%)	13	12	20	13	12	10	10	1	9	12
営業利益	6,428	6,733	10,534	9,492	9,101	7,757	7,669	1,928	8,505	10,147
CFO	6,678	8,707	9,005	14,206	12,421	10,102	8,837	7,471	6,304	8,127
CFO/営業利益	1.04	1.29	0.85	1.50	1.36	1.30	1.15	3.88	0.74	0.80
売上高	61,273	64,896	67,157	82,380	88,046	85,338	89,967	96,385	101,439	105,913

出所) SCA, 年次報告書 (2007年年次報告書, 116頁。10年間の主な経営指標から作成)

年次	IFRS				DKKmillion			
	2001	2002	2003	2004	2004	2005	2006	2007
暖簾償却・減損	302	375	379	976	-	-	-	-

出所) Carsberg, 2005, p. 6, 2007, p. 11, pp. 91-92.

注) 2005年IFRSに準拠するが、事前に適用した場合、2004年暖簾償却・減損は存在しない、と説明している。

業・事業による既存事業と新規事業の貢献、相互作用による貢献等は明確に区分できない。買収企業別に、買収企業を減損単位として明確に区分計算が可能であれば認識できる概算可能性を持つ。単に、償却額の損益計算への非計上は利益、業績改善ではない。

企業は暖簾償却費を営業収益から控除することで営業損失を計上することが在る。企業は損失を埋め合わせるために益出行動に出る可能性は否定できない。特に、資産構成に占める無形資産の占める割合が大きな企業、企業の資産構成の中で、無形固定資産に占める「暖簾」の割合は非常に高い場合等、無形資産に計上された暖簾の償却・非償却が期間計算される「期間利益」に大きな効果を生む。事業拡大の戦略方法として選択される企業合併・買収により生じる暖簾の償却は、買収合併等の事後に生じる事業成果に大きな効果を及ぼす。

Ⅲ 減損判定、減損計算単位と減損計算方法

減損は、物理的理由又は経済的環境の変化により資産の価値が低下し、資産の帳簿価額が回収可能額、資産の将来キャッシュフローの現在価値、正味資産売却価額を超過している場合、減損が生じていると思考する (IAS36,para.1,paras.6-17.)。「暖簾」は定額法による償却額を計算するとして、これまでの方法から、減損相当額を計算し、損益計算書に計上することとなる (IAS36,para.80)。

減損の認識は資産単位別に行うべきであるが、資産単位の回収額予測が困難な場合、「現金創造単位」(the cash-generating units,CGU) に属する資産に区分して決定しなければならない (para.66)。同単位は最小単位に区分しなければならない (para.68)。しかし、暖簾は、個別資産の購入等、減損探単位として個別資産としての回収額を予測することは困難である。暖簾は所属する CGU が減

損計算単位となる (para.81)。

StroEnso は暖簾の減損試験が行われる単位を「暖簾は内部管理目的で監視される集団内の現金創造の最下層単位」(2006,p.44,2007,p.122)としている。暖簾の減損等を計算する単位は内部経営管理目的に設定された事業単位、製品単位等であり、これによって計算された値は、財務報告書の外部利用者には検証できない。暖簾の減損試験を行う計算単位の情報の非対称性が存在する。

UPM は、暖簾の減損試験を3事業単位で行い「2007年、上質紙の価格が低く状態が継続し、特に米ドルとの為替レートから、上質紙事業の暖簾減損を示した。上質紙事業を現金創造単位として減損試験を実施した。課税前キャッシュフローの予測をもとに、割引率(8.6%)を適用して価値を計算した。上質紙事業の回復可能額は期首暖簾額以下となり、2007年、損益計算書に暖簾減損

表6 税引前割引率の選択

	年次	2005	2006	2007		2008
事業部	雑誌	8.08	9.72	8.4	用紙	9
	新聞	8.42	9.6	8.26	パルプ	9.9
	上質紙	8.68	9.14	8.55		

出所)UPM, 2006年次報告書, p. 84, 2007年次報告書, p. 93

UPMは、2008年、3セグメントから2セグメントに変更した(2008, p. 97)。

各現金創造単位は、定額の暖簾償却額を計上してきた。2005年以降、「減損試験を行い、結果として減損はない」

350M ユーロを計上した。2006年減損は計上されていない。(Upm, 2007,p.93)。事業別、年度別に使用される割引率は相違している。さらに、2008年、計算事業単位を変更した(表6)。

「予想製品価格が減損試験を行う最も重要な前提」であり、さらに、内部管理目的として選択されているのであれば、財務情報利用者にはこの値の妥当性を検証する方法は存在しない。

将来キャッシュフローの予測は、経営者にとって承認された最新の財務予算・予測を基準とする。しかし、事業再構築、資産の業績の増進、改良から生じるキャッシュフローは除く。最長5年間の予算・予測を基準とする。最新予算期間を越えるキャッシュフロー予測は恒常成長又はマイナス成長率を使用した予算・予測によりキャッシュフロー予測を推測しなければならない。この成長率は、製品、産業又は国、又は主体が事業活動を行っている国、資産を使用している市場の長期平均成長率を超えない(IAS36,para.33)。

貨幣の時間価値、資産固有のリスク(リスクは資産の将来キャッシュフローが修正されていない)は、現在の市場評価を反映して税引前利率が割引率でなければならない(para.55)。投資者が投資選択した場合の要求利益率であり、類似資産に包含される(単一又はポートフォリオ)現在の市場取引又は加重平均資本コストから見積もられる(para.56)。

企業の資本構成が大きな効果を及ぼす。税率を所与としても、資本構成を政策的に変更することで、加重平均資本コストの操作は可能である。レバレッジ効果が業績指標の株主資本利益率を左右し、分散させる。

資産固有の利率が市場から得られない場合、割引率の当初予測は、資本資産評価モデル(Capital

Assets Pricing Model, CAPM) 等を利用して、加重平均資本コスト (Weighted Average Cost of Capital, WACC)、追加借入利率、これ以外の市場借入利率 (IAS36, Appendix 17) を思考する。しかし、利率は、市場が資産の予想キャッシュフローに関連する特定リスクを評価する方法を反映し、又は資産の予想キャッシュフローに関連しない又は予想キャッシュフローが修正されるリスクを取り除くために、修正する (Appendix 18)。

企業の減損計上計算を検証する。減損 (impairment) は、「経営者の詳細な事業予測、5 年間の予想キャッシュフロー及び残存耐用年数の定常成長率をもとづいて計算した」(Atlas Copco, 2003, p.43)。「将来に関する見積りと仮定に依存する。会計予測の結果は実績に一致することはない。予測と判断は、定期的に検討され、将来事業の期待を含め、状況にもとで合理的と考えられる歴史的経験及びその他の要因にもとづく」(Ånganeföreningen, 2005, p.58)。「将来キャッシュフローは、CGU、グループ各社の CGU を報告単位として予想する。さらに、この予想には、将来の製品価格、生産水準、製造費用、市場需給状況、設備維持投資支出、WACC が含まれる。算定されたキャッシュフローの現在価値を求める割引利率は税引前 (pre) WACC を利用する」(StroEnso, 2007, p.129)。

「現金創造単位の回収可能額を計算する場合、将来状況及びパラメータの予測に関する多数の前提を設けている。使用する将来キャッシュフローの予測は、次期以降 5 年間の一般的査定を補完した次年度の経営者により承認された予算にもとづく。予想キャッシュフローは年次予測成長率 2% から 3% にもとづいている。予想キャッシュフローは 10% の割引率で現在価値に割引く」(Ånganeföreningen, 2005, p.58)。予測期間を 5 年、20 年のする場合、事業部の成長率は、期待平均産業成長率 (expected average growth rate) が使用されているが、予測値を示されていない場合が存在する。予測利益を現在価値に転換する割引利率は税引前 (pre) WACC とする。

税引前の値を利用は、事業を展開する域内に適用される税率は相違することに起因する。グローバルに事業展開する企業ほど資本コストの計算は複雑になる。「西欧、東欧、米国及びその他の地域の地域市場に現金創造単位を区分する。CGU の回収額は、成長率、割引率、利益及び現金創造に関する仮定を置く。時間価値と CGU 固有のリスクの市場評価を反映する税引前割引率を予測する。成長率は産業の成長予測にもとづく。利益及び現金予測は過去の経験及び経営者による次の 5 年間の市場評価にもとづく」(Actavis, 2005, p.78)。計算の基礎となる値は不確定因数となる。

暖簾の減損は各企業とも IAS36 に準拠していることを示している。しかし、事業環境が変化した場合、重大な変動が生じる。となれば、減損は予測にもとづくことから、計上される減損額が現実の数値を示すもとはではない。財務報告書が可能な限り企業の実態を示すことを目標とするならば、当然、予測にもとづく情報は企業の実態の予測を示すことになる。多くの変数とその予測に依存する。判断の妥当性を検証する方法はない。

減損テストを行う要因は企業の期待値、予測値、市場の予測値である。財務諸表作成者と情報

外部利用者に非対称が生じている。計算値は、年次報告書からは測定することはできない。減損の予測する変数は、事業単位・地域、企業、経営者、相違する。地域の事業活動は、経営者報告書等で説明される。確認する方法は困難である。さらに、予測値である。情報作成者と情報利用者との大きな認識の差異を生む。

IV 減損計算の要因

減損を推測は割引現在価値を計算する。割引要因の WACC は、負債利子が原則確定利子、自己資本コストは CAPM にもとづく。CAPM による自己資本コスト算定にリスク係数では β (係数) が重要要因であり、 β は企業収益と市場ポートフォリオ収益との関係で捉えられる。企業によって相違する。したがって、加重平均法における企業の資本構成の違いだけで同じ投資案(プロジェクト)の評価が異なるということがなくなる。

しかし、これまでの資本資産評価モデルは、一般的に企業の資本構成が考慮しないことから、必ずしも企業の資本コストを正確に算定できない。そこで、リスクを説明する資本資産モデルに加重平均法を導入して資本コストを算定する方法が提案されている。複数の株式市場に上場している企業の場合、 β の値の計算はどのようにするか不明確である。グローバル企業ほど株主の分散が進んでいる。Nokia は、株主保有の 80%以上がフィンランド以外に居住している株主、機関投資者である。株主の期待値を示す、各市場で相違する β 値をのどのように取り扱うべきなのか確定していない。

減損は投資資本の収益力の低下を原因とする。事業収益力は資本構成に左右されて決定されるものではない。収益力は投下資本の対価で測定される。資本源泉を示す資本構成に左右されない。対応関係が存在しない。WACC を利用することは、収益力に関連しない要因を評価に取り入れることになる。グローバルな比較を行う場合、企業の事業活動に利用する資本調達源泉、資本市場(証券市場と金融市場)に差異が存在する。調達時期、場所、信用度等で利子率に差異が存在する。比較不可能な指標を利用した値を企業の財務報告書に反映することになる。

WACC は、買収・合併資金として、大幅な負債を利用するならば、(有利子)負債コストが上昇することが予測される。負債利用は課税特典から資本コストを引き下げる。一方で破綻リスクを増加させる。さらに、企業の資本調達源泉、資本・負債調達が国際的分散している場合、資本・負債証券価額の評価が相違する、税率に差異を生み。課税に差異を生む。資本構成は WACC 計算値に不確実、不透明性を与えることから、年次報告書に計算開示される業績評価指標に課税利子控除前の値を利用することで資本構成の効果を除外して示している。

年次報告書に公開されている企業結合・買収は国際的に行われている。為替リスク、政治上のリスク等企业を取り巻く不確実性が存在する。諸環境リスクの存在する諸地域で取得した企業の暖簾の減損を思考する場合、事業環境以外の要因をどのように取り込むか課題を持つ。減損評価

にこれら諸要因を組み入れるのか。

減損の有無を計算する要因は、減損計算単位区分、WACC、事業・企業・業界成長率等、多くの要因に影響を受ける。さらに、会計年度により計算項目の値は、経済環境、事業、地域、企業の事業環境等に左右され、変動する不確実な要因である。諸要因は企業によって同一と見ることができない。時系列比較、クロス比較の可能性が欠如する。さらに、単位、各要因の値は経営者の業績・経済予測に関する視点、楽観的、悲観的な見方に依存することにもなる。業績指標と経営者報酬等が連関しているならば悲観的な値を開示することはない。

業績指標（期間利益）と連動する「暖簾減損」は論理的である。しかし、減損測定は困難である。認識測定の困難性に、減損は利益償却、利益平滑化（平準化）、利益操作、利益調整に利用される可能性が存在する。「収益の関数として費用を計上、配分することが可能」である。

企業に裁量的な行動を可能とさせる。有形固定資産等は、関連市場が存在することから、減損兆候を認識することが可能である。しかし、暖簾の減損は、企業内部の課題で、企業外部者には認識することが困難な事象である。暖簾は企業の内部操作の可能性を温存する。財務報告書の透明性、比較可能性等に大きな課題を示す。資産負債の公正価値は瞬時に変化する。公正価値は評価基準の変動性、変動幅が大きな、公正価値を期間測定、信頼可能な実証可能な市場価額に予測しなければならない。この事実は経営者の恣意、報告利益の可変性、業績悪化の隠蔽等選択可能な範囲を誘導する。減損は主観的な判断に依存する。投資者等に財務報告書に開示された情報は信頼に足るものとなりえない可能性が存在する。期間評価、期間業績指標としての「損益」と将来予測をもととして評価額の会計構造は相違しているのではない。

投資者の投資行動を左右する選択に資本コストがある。資本コストの測定は予測、期待にもとづく。企業の資本構成を示す投資者全体の期待値を示す加重平均資本を代替する。さらに、加重平均資本コストを予測する場合、資本源泉の負債、資本を測定する簿価又は時価の測定が課題となる。IAS36 も論じているように割引率は企業の資本構成、資産購入の資本源泉と関係しない（IAS36,Appendix19）。投下資本の業績評価に資本構成・資本調達源泉を除外すべきである。しかし、割引率に加重平均資本コストを利用することは、資本源泉を含める。本来、企業の収益力、資産の収益力を測定する指標には、資本源泉を含まない。減損が生じ、その額を計算するとしても、加重平均コストを利用するならば、その論理を否定することになる。

CAPMは無リスクにリスクプレミアムを加算して求められる。減損計算の端となるCGU、資産単位、事業別単位にリスクプレミアムが求められるのか。株価を単位として企業別のリスクプレミアム、 β が推測される。しかし、CGUにまで、 β が求められるのか疑問が在る。

キャッシュフロー計算に利用される値は経営者の選択に依存する。その値にもとづいて計算された開示情報への責任はこれまで以上となる。予測値として、産業平均値を採用したとしても、当該企業が産業平均値と一致する可能性は必ずしも存在しない。

結論

企業の財務報告書は、各国の経済環境、企業の経済環境に準じて歴史的に相違を示している北
欧諸国の財務報告書は、EEA 議定書にもとづき EC 会社法指令に準拠して作成しなければならない
約定が成立した。本論の課題、企業結合は EC 会社法第 7 号指令に準じて、各国会計法等が定
められる（EC 会社法指令改訂 2006 年）。EC 会社法指令に企業結合、暖簾の減損等が定められた
限り、EEA 加盟国が、法令化することはない。

企業業績を評価する資料、財務意思決定に資する情報として提供、利用する財務報告書に開示
される情報内容は差異が生じ、その会計方針の変更が及ぼす効果を分析する能力を持たなければ
ならないことを理解できる。

暖簾の減損は情報利用者に最も理解が困難な計算指標、計算要因にもとづく。

差額として算定された暖簾の減損処理は、算定される利益の恣意性、利益償却の可能性、利益
の平準化に利用される可能性、比較可能性（クロスセクション、時系列）の欠如をもたらす。実
際に、追加情報（会計方針、注記、経営者報告書）の検証を行わなければ、業績（利益）の期間
比較が困難である。財務報告書が投資者の経済的資源の配分に意思決定に有用となる、財務報告
書に開示される情報は容易に理解可能性を示さなければならないが、減損処理の方法、算定額を
投資者が理解するには無理がある。財務報告書に示される「利益」が持つ情報の意味が不明確に
なる。公開される「利益」情報の内容を理解するが困難になる。「利益」に含まれる「騒音（ノイ
ズ）」にもとづいて経済的意思決定を行うには、不確実な情報にもとづくことになるために、「利
益」情報の不定に繋がることになる。

財務報告書が検証可能性、中立性（不偏性）を持つと考えれば、減損試験による暖簾の価値判
定は行うべきではない。作成者の判断に負うところが甚だ多く情報の不透明性、非対称を示す最
たる要因である。

減損処理・計算に不確定要因が多い。償却期間を正確に測定することは困難である。

暖簾の価値減少、減少額が明確に認識、測定不能である。減少する傾向を知ることも難しい。
取得した、計上した暖簾の全てが価値の減少を示すとも考えられない。定額で価値が減少してい
るとも、考えられない。減損すると判断する基準、減損部分にも、減損額を明確に測定すること
は不可能である（AICPA, Accounting Principles Board, Opinion, No. 17, Business Combination, paras. 17-18,
APBO 17）。しかし、経済実体と一致しないが、利益操作可能性の排除、理解可能性から、問題は
多いが定額償却（償却費前利益、減損控除前利益から業績指標を計算するならば同じ）する方法
を選択することが妥当ではないか。財務報告書が企業の蓋然性、実態の概算を示すと考えれば、
定額償却の方が選択される。

暖簾を（固定）資産計上、暖簾の収益力と費用化、資産の利用として収益を獲得（その判定は
困難）とその代価として費用の対応が困難（APBO17, paras. 19-20）である。暖簾が貸借対照表能力

を有すると前提した上で、財務情報利用者の意思決定に資するために、

1) 年次報告書の「経営者報告書」（取締役・取締役報告書、業績説明等）には、業績指標として利子税暖簾償却費控除前利益（Earnings before interest, tax and the amortisation of goodwill, EBITA）を基礎に説明・開示・計算している。財務報告書も、これに対応して計算表示する必要が在るのではないか。暖簾の減損計算額を営業損益計算から除外する。2) 業績指標として、減損・償却額を除く。減損額を区分表示（例えば、独立/ボトムライン等）する。3) 減損計算は不確定要因から構成されていることから、透明性を一定程度確保する方法として償却期限限定、定額償却方法を再度採用する。

財務報告書は企業・企業経営者の業績、過年度の事業成果を示す計算書類であることを前提とする。財務報告書の目的が経済的意思決定に資する報告書となることを前提とする場合、事前情報が前提となることから、暖簾の認識・測定、償却・減損の課題を取り除くために、実態と適合しないが、取得企業、被取得が明確に区分される場合にも、全ての企業結合にフレッシュ・スタート法を適用する。暖簾の資産・負債計上を行わない。同法を利用することで、持分の結合方法である持分ポーリング方法が乱用を防ぐ資産評価額に含み益・含み損の計上を防ぐ。

会計方針、経営者裁量の余地に左右されることが僅少な「キャッシュ」を事業活動別に計算表示するキャッシュフロー計算書に開示される諸情報をもとに経済的意思決定、企業財務分析、特に国際的な企業の財務業績を比較する。

企業の経営者報告書、取締役報告書の業績指標のキャッシュフロー計算書に開示される諸情報をもとに、業績評価（国際的な企業比較）を構築する枠組を設定する。さらに、報告利益の品質を確認・調査する方法、例えば、CFO/営業利益、CFO/当期利益等の時系列比較等を開示し、さらに利益と減損との相関を検証、営業利益と売上高の変化率等、経営指標・財務指標を算定して企業の財務業績を判断する情報を開示する。とすれば、企業財務報告書の作成・開示の目的は、財務報告書を解釈・分析可能な財務報告書の利用者に向けられることになる。一般投資者の投資意思決定、業績報告、一般目的財務報告書の崩壊を示すことになる。

注

- ¹⁾ 検証した企業名は、拙稿「北欧企業の財務報告書統一への対応－企業の開示と差異項目の分析」『流通科学論集：経済・経営情報編』第14巻第2号（2005年11月）68-70頁。しかし、176社には、2005年以降、Gambro、Nowaco、Chips等は買収等により上場廃止している企業が含まれている。
- ²⁾ 北欧諸国の会計法等の無形資産の償却は原則最大5年、しかし、合理的な事由の存在する場合、5年に限らない。但し、注記開示することが規定されている。
- ³⁾ Volvoは、自動車部門をフォードに売却、トラックを中心とした国際的事業展開を目指している。国際的な企業戦略の例として、Volvoは、2003年第3四半期に、Biliaのトラック、部品製造事業の取得を完了した。

Volvo は Bilia 株式会社の株式 41% と KFE 株式会社の株式 98% を交換した。取得した事業には、トラックの販売店、サービス店、北欧諸国、欧州域内 10 か国の部品製造事業を含む。株式取得原価は 9 億 SEK と決定した。同取引から生じる暖簾は 6 億 SEK (約 73 億円) に達する。2001 年 1 月 2 日、ルノーのトラック事業、Mack and Renault V.I の取得を実施した。取得条件として、Volvo は Mack and Renault V.I の全株式を Volvo の株式 15% と交換した。株式の購入価額は、取得日の Volvo の株価をもとに 107 億 SEK に設定した。取得にもとって生じた暖簾は 84 億 SEK (約 1,024 億円) に達し、20 年を償却期間とした (年約 51 億円の費用化)。戦略的取得した企業に関連する暖簾償却を 40 年とする (2003, Atlas Copco, p.34, p.44 等)。

- ⁴⁾ 検証した 176 社中 (2004 年次報告書)、「正の暖簾」と資産総額の割合は、最大 47.8% (ASSA) を計上している。ÖSSUR は総資産に占める暖簾割合が 2004 年 23.4%、2005 年 56.9% を示している。企業戦略に関連する暖簾は生じる。Pan Fish は、暖簾が 2004 年ゼロから 2005 年 55,537,000NOK を計上する (同社を 2006 年 Marine Harvest 社が買収している)。時系列比較は困難である。しかし、投下資本の非費用化、業績指標への非効果が大きな役割を示すとも推測できる。
- ⁵⁾ IAS22 は、負の暖簾を報告企業の貸借対照表資産項目の控除項目と規定している (para.64)。しかし、IFRS は、負の暖簾の貸借対照表計上は認めない。即座に、損益として認識しなければならない (IFRS 3, para.56-2)。負の暖簾を計上することはなくなる。
- ⁶⁾ 無形固定資産は RR15、さらに、暖簾は RR:10 に準拠して処理されている。企業は暖簾と暖簾償却期限の関係は表形式等開示している。
- ⁷⁾ IFRS 準拠 (非償却) にもとづき、2005 年に、2004 年次報告書と比較して、155SEK 百万の営業利益効果が生じる (p.25)。
会計基準・会計方針の変更の効果を変化率で検証することが行われているが、暖簾の会計基準による変更が企業業績にどのような効果を及ぼすかを測定することは大きな意味をなさない。なぜなら前年度と比較する当該事業年度の償却費が計上されない場合が存在するからである。変化率は無限大、又は測定が不可能であるからである。
- ⁸⁾ 2004 年次報告書は IAS、IFRS に準拠して作成されている。
- ⁹⁾ 2005 年 IFRS 準拠により最大の差異は、暖簾の非償却である。目標利益率を達成するために、暖簾償却額が大きな効果を生じさせる。使用資本利益額 (利益率) を大幅に減少させることになる。諸利益率等は約 2 倍に増加する (ASSA ABLOY, 2005, p.33, Tele2, 2005, p.16, p.41)。
- ¹⁰⁾ Atlas 経営者報告は、EBITD5,261MSEK を示し、「2002 年第 3 四半期に、レンタル事業買収に関連した暖簾を減損 (6,950MSEK) している。暖簾減損は年次営業損益に含まれるが、比較可能性を高めるため、利益・利益率分析から除く」(2003, p.11)。同事業年度の営業損失 (△1,689MSEK) を計上している。年次報告書全体にわたり暖簾減損・償却前に値で事業説明を行っている。2003 年営業利益 5,310MSEK を計上するが、Big bath を行ったとも言える。
- ¹¹⁾ 2005 年営業利益率の大幅な変動は、「その他営業費用」(研究開発費、換算差額、ヘッジ取引、政府契約、効率化計画にともなう棚卸資産評価損等の相乗効果) の効果による (73 頁)。

[参考文献]

- George J.Benston,Michael Bromwich,Robert E.Litan and Alfred Wagenhofer.,*Following the Money*,2003, (田代樹彦・石井康彦・中山重徳訳『会計制度改革への挑戦』税務経理協会平成17年)。
- Pamela P.Peterson & Frank J.Fabozzi.,*Analysis of Financial Statement*,Second Edition,Wiley,2006.
- Benjamin C.Ayers,Craig E.Lefanowicz and John R.Robinson.,The Financial Statement Effects of Eliminating the Pooling-of-Interests Method of Acquisition Accounting,*Accounting Horizons*,2000, pp.1-19
- Carol A.Adams.,Weetman Pauline and Gray J.Sidney.,Reducing the burden of US GAAP reconciliations buy foreign companies listed in the United States:the key question of materiality ,*European Accounting Review*, 1998,Vol.8,No.3,pp.1-22.
- Carol A.Adams.,Weetman Pauline and Gray J.Sidney.,Reducing national with international accounting standards,*European Accounting Review*,1993,No.3,pp.471-494.
- Christopher W.Nobes.,Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting,*Accounting Horizons*,Vol.19,No.1,March,2005,pp.25-34.
- Commentary,Equity Valuation models and Measuring Goodwill Impairment,*Accounting Horizons*,2001, Vol.15,No.2,pp.161-170.
- Fischer Black.,Choosing Accounting Rules,*Accounting Horizons*, 1993,Vol.7,No.4,pp.1-17.
- George J.Benson,Michael Bromwich and Alfred Wagenhofer.,Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards:The FASB's Standards Setting Strategy,*Abacus*,Vol.42,No.2,2006,pp.165-188.
- Linda Vincent.,Equity valuation implications of purchase versus pooling accounting,*Journal of Financial Statement Analysis*,Vol.2,No.4(Summer), 1997.,pp.5-19.
- Mark Hirschey,Vernon J.Richardson.,Information content of accounting goodwill numbers,*Journal of Accounting and Public Policy*,No.21,2002,pp.173-191.
- Paul Walsh,Russell Craic and Frank Clarke.,'Big Bath Accounting 'Using Extraordinary Items Adjustments:Australian Empirical Evidence,*Journal of Business Finance & Accounting*,18(2),January, 1991,pp.173-189.
- Pauline Weetman,Sidney Gray.,International Financial Analysis and Comparative Corporation Performance:The Impact of UK versus US Accounting Principles on Earnings,*Journal of International Financial management and Accounting*,Vol.2,No.2.3,1990,pp.111-130.
- Robert H.Herz,et.al,Commentary,Equity Valuation Models and Measuring Goodwill Impairment, *Accounting Horizons*,Vol.15,No.2,2001,pp.161-170.
- Ross Jennings,John Robinson, Robert B.Thompson II ,Linda Duvall.,Te Relation Between Accounting Goodwill Numbers and Equity Values, *Journal of Business Finance & Accounting*,24 (4),June, 1996, pp.513-533.
- Ross Jennings,Marc LeClere,Robert B.Thompson II.,Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings,*Financial Analyst Journal*,Vol.57,2001,pp.20-28.
- Stephen R.Moehrle,Jennifer A.Reynolds-Moehrle and James S.Wallace.,How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization,*Accounting Horizons*,Vol.15,No.3,pp.243-255.
- 梅原秀継『のれん会計の理論と制度－無形固定資産および企業結合基準の国際比較』白桃書房,2000年。
- 武田安弘『連結財務諸表要説』税務経理協会,1998年。
- 武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会,2001年。
- 武田安弘「EUにおける連結財務諸表制度の調和化」『産業経理』第57巻第2号,2-11頁。

- 武田安弘「EUにおける会計基準の調和化の特質－国際会計基準との比較において－」『経営管理研究所紀要』（愛知学院大学）第4号,53-65頁。
- 醍醐聰「持続的競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」『会計』第1718巻第4号,16-29頁。
- 醍醐聰「企業結合のれんの償却と評価－繰延税金資産との対比を手がかりにして－」『産業経理』第68巻第3号,55-63頁。
- 向伊知郎「EUにおける会計基準の調和化－法による会計規則の検討」『経営管理研究所紀要』（愛知学院大学）第3号,155-165頁。
- 向伊知郎「経済単一説にもとづいた連結財務報告制度の必要性」『会計・監査ジャーナル』No.619,2,2007,98-105頁。
- 木村敏夫「財務報告制度の国際的統一－北欧統一規定からEC会社法指令へ」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）第14巻第2号（2005年11月）57-70頁。
- 木村敏夫「北欧企業の財務報告書統一への対応－企業の開示と差異項目の分析」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）第14巻第3号（2006年3月）57-70頁。
- 木村敏夫「北欧企業の情報開示行動（Ⅰ）－連結財務報告書の国際的統一への企業対応」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）第15巻第2号（2006年11月）43-56頁。
- 木村敏夫「北欧企業の情報開示行動（Ⅱ）－調整表開示企業の事例分析－」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）第16巻第2号（2008年1月）135-157頁。